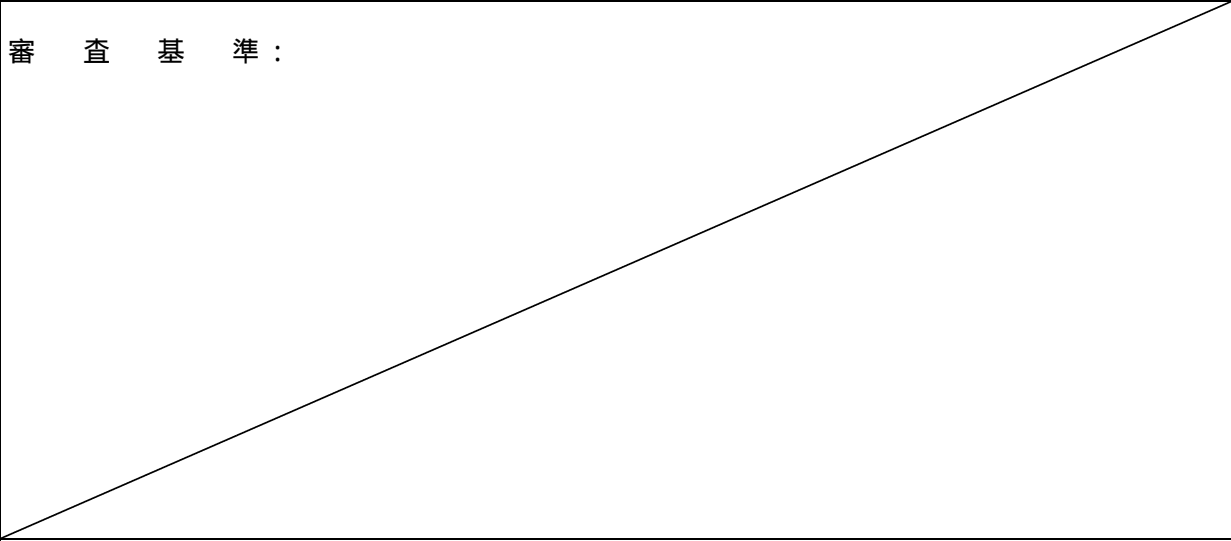


審 査 基 準

平成 2 0 年 3 月 1 7 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日以内
申 請 先： 申請者の住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全企画課（0852-26-0110 内線3492）
備 考：